

学術集会・研究会・講習会等で取得可能な日本専門医機構 単位（専門医共通講習・産婦人科領域講習・学術集会参加）の日本産科婦人科学会が行う申請・審査・単位付与の運用指針

日本専門医機構が定める『「専門医の認定・更新」に関する補足説明』および『共通講習申請の手引き』等の関連文書を基に、日本産科婦人科学会として日本専門医機構専門医の認定・更新に必要な学術集会・研究会・講習会等で取得可能な単位（専門医共通講習・産婦人科領域講習・学術集会参加）の申請・審査・単位付与に関して以下に定める。

1. 単位付与の対象となる学術集会・研究会・講習会等について

- ・学術集会・研究会・講習会等で取得可能な合計単位数の上限は、特に定めない。
- ・講習会の参加費は、開催主体が適切な範囲で設定する。会員・非会員の区別についても同様とする。
- ・日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の審査を受ける前に、開催する都道府県における日本産科婦人科学会専門医制度 地方委員長の承認（システム承認）が必要である。
- ・指導医講習会は産婦人科領域講習として開催する。
- ・日本産科婦人科学会が審査する研修会の単位申請は、原則、**開催日の3ヶ月前までに**日本産科婦人科学会ホームページ内の『研修会開催申請システム』を通して行う。申請方法は申請マニュアル https://service.gakkai-net.com/seminar_apply/manual/shinsei.pdfを参照すること。

なお、共通講習については主催・開催する機関によって申請先および審査・認定先が異なるため、注意すること。本会が審査をする共通講習は、原則として本会（地方学会、連合学会含む）主催のものとする。営利団体を除く産婦人科関連団体の場合は、本会（地方学会、連合学会含む）との共催であれば本会へ申請できることとし、本会が審査する。

詳細は、日本専門医機構ホームページに掲載されている『共通講習申請の手引き』 https://jmsb.or.jp/wp-content/uploads/2021/12/kyotu_2021_12.pdf および『共通講習の流れ図』 https://jmsb.or.jp/wp-content/uploads/2021/10/kyotsukoshu_nagarezu_202110.pdfを確認すること。

2. 単位について

学術集会・研究会・講習会等で取得可能な日本専門医機構の単位は、以下 3 種類となる。

学術集会参加（学術業績・診療以外の活動実績の項目の一つ）	参加したことで取得できる
専門医共通講習	事前に認定を受けた講演等を受講することで取得できる
産婦人科領域講習	

3. 単位の申請・審査基準

(1) 学術集会参加

日本産科婦人科学会が認定した学術集会（地方会等を含む）等において一般演題等を聴くことや討論を行うことは専門医の自己学習として欠くことのできない要素である。

学術集会参加（1回につき）は開催期間により以下の単位数が申請できる。

- ・2日以上の学術集会/講習会参加は 3 単位

- ・5時間以上 1日未満の学術集会/講習会（県単位以上）参加は 2単位
- ・各地方における 1時間以上5時間未満の学術集会/講演会等参加は 1単位

セッション等への参加を伴わない単なる出席登録などは単位として認められない。

(2) 専門医共通講習

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目である。日本専門医機構が認定した講習、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認定した講習、ならびに日本医師会が認定した講習となる。

1回の講習は 1時間以上とし、1時間の講習受講をもって 1単位と算定する。

1) 共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた※、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られる。

※「各領域の枠を超えた」は 2つ以上の領域（複数診療科にまたがる、あるいは医学と医学以外の分野）を結びつけた講習内容とする。

①国内で開催されるもの。営利団体が主催、共催するものは除く。講演者、共催・協賛・後援については、利益相反事項に問題がないもの。講演途中に製品紹介を入れる事は認められない。

②講演者は、タイトルスライドの次にCOIに関するスライドを入れることで、COIについての開示を行う。

③共通講習の主催者は、各基本領域学会会員、医師会会員、基幹施設・連携施設の職員以外でも講習会に参加して単位が取得できるように努める。

なお、他診療科領域の専攻医/専門医（本学会の e 医学会カードを利用できない）が受講する場合もあるので、それら受講者用に受講証を交付できるよう準備すること。

また、以下のような講演会ネーミングは特に誤解を受けやすいので、講演会案内状（講演会プログラム）と単位認定申請時には避ける。

例：北海道大学産婦人科同門会セミナー（特定の同門会会員や産婦人科領域にのみ聴講のための門戸が開かれている印象を与える。機構単位を申請する場合には改称、例えば上記会の名称から「同門会」や「産婦人科」を削除する。）

④共通講習は必修講習A、Bおよび任意講習Cに区分し、それぞれに含まれるカテゴリーは以下となる。
 (資料「共通講習 必修講習の内容(参考例)」https://jmsb.or.jp/wp-content/uploads/2021/10/hisshu_naiyo_202110-1.pdf 参照)

必修区分	カテゴリー名
必修講習A (3カテゴリー)	医療倫理(臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む) 感染対策 医療安全
必修講習B (5カテゴリー)	医療制度と法律 地域医療 医療福祉制度 医療経済(保険医療に関するものを含む) 両立支援及びそれらに関連する講習会
任意講習C (2カテゴリー)	臨床研究・臨床試験*1 災害医療 *1研究倫理に関連するものは医療倫理で申請すること。

専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、
 必修講習A：医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上
 必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療に関するものを含む)、
 両立支援は5年間で各々1単位以上とする。なお、多様な地域における診療実績が認められた場合は、必修講習Bの受講は免除される。(『「専門医の認定・更新」に関する補足説明』https://jmsb.or.jp/wp-content/uploads/2022/01/epexegeisis_2021_12.pdf参照)。

2) 講習の形式

①講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者(エキスパート)*1時間あたり1～2名以内の演者によるもの

単位認定申請の際には1単位ごとに申請する。1単位の講演時間と講演人数については以下とする。

- ・質疑応答を含め60分以上とする(講演時間は45分以上)
- ・講師が複数の場合は統一テーマが必要

※講演会講師の有資格者は、講習内容に精通し、専門的経験を有する者。必要と判断した場合、講師は職歴・抄録に基づき審査する。

②シンポジウム、ワークショップ

シンポジウム、ワークショップ、あるいはパネルディスカッションと銘打った複数の演者による講演が単位認定(1単位)を受けるためには、演者のうち1名はエキスパート*であり、統一テーマの総括を含む内容の講演を行うことが必要である。個々の演者の発表時間は規定しないが全体で1時間以上であること。

※エキスパート：シンポジウム、ワークショップの内容に精通し、専門的経験を有する者。必要と判断した場合、職歴・抄録に基づき審査する。

③別会場への映像配信による講習等

別会場への映像配信による講習会を開催する際は以下の i), ii) を満たすこと。

- i) 別会場（遠隔地会場含む）での受講は、講演が行われる主会場での講演を **real time** で聴講できること（主会場での講演が **real time** で放映されていること）。
- ii) 単位数に関しては開催される全会場で同一であること。

ただし、日本産科婦人科学会学術講演会（以下、日産婦学術集会）時の共通講習必修（感染対策、医療倫理、医療安全）は、上記の **real time** のものに加え、**real time** でないものも以下の iii), iv) を満たせば、認定する。

- iii) 日産婦学術集会の会期中では、同一または別会場での日時をずらした再生映像放映聴講（**real time** でない放映）についても可とする。再生回数の上限は定めない。
- iv) 単位数に関しては開催される全会場で同一であること。

④e-learning

e-learning は、本会会員専用ページにて公開している単位付与対象のものを閲覧し、試験に合格して手続きを行った場合に単位として認める。なお、e-learning での申請単位数は上限がある。

⑤ 日本専門医機構が承認、追認した DVD 等による伝達講習会（録画）

厳格な出席確認や質疑応答の機会（質疑応答に関して、その場で回答不可の場合は後に問い合わせ等でも可とする）を含め、LIVEの講習会と同等のものを前提とし、参加者が一同に会して開催するものに限り（個人への貸出しによるものは不可）。
なお、伝達講習の開催はLIVE講習会開催日より3カ月以内に開催するものに限り。

⑥遠隔講習

遠隔講習とは、複数会場に参加者が集まり講演（LIVE配信）を同時に聴講することを指す。会場が同一都道府県内で、且つ厳格な出席確認や質疑応答の機会がある場合は一括で申請可能とするが、会場が複数の都道府県に跨る場合は都道府県別の申請が必要である。

3) 講習会の規模

講習会の規模については、以下の予想参加者数を目安として設定すること。

- ① 複数の都道府県からの参加者を対象とするもの(全国規模のものを含む)については、100名程度以上の参加者を見込めるもの
- ② 各都道府県内からの参加者を対象とするものについては、50名程度以上の参加者を見込めるもの
- ③ 領域基幹施設または連携施設である医療機関で開催する場合は、30名程度以上の参加者を見込めるもの

なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数とする。

4) 講習会のタイトル（統一テーマ・演題名）

承認された講習会のタイトル；タイトル又はサブタイトルに「日本専門医機構認定共通講習」である旨を表示するか、もしくは、なお書き等で明示する。講習会の統一テーマ・演題名に領域名（産婦人科等）や領域の手技は含めず、他診療科領域の専攻医／専門医の受講しやすいものとする。

5) 受講単位について

認定単位は、上記記載の共通講習カテゴリにつき 1 時間以上 2 時間未満の講習会には受講単位 1 単位を、連続して 2 時間以上のものには 2 単位を上限とする。

また、講習会の講師には受講単位 2 単位を上限として付与することができる。

なお、二つ以上のカテゴリにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリで申請すること。

受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリにつき、1 日あたり 2 単位を上限とする。e-learning についてはこの限りではない。

参考：機構認定共通講習における主催、共催、協賛、後援の定義の設定

機構認定共通講習における主催・共催・協賛・後援に関する定義を以下のとおりとする。

(1) 「主催」とは、共通講習を開催できる団体（提供可能団体）が催しの開催の主体となり自己の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち企画、運営、結果について責任を負うことをいいます。

例) 主催：基本領域学会、機構認定サブスペ領域担当学会、（地方学会、連合学会）等、提供可能団体が単独で開催するものを対象とする。

(2) 「共催」とは、提供可能団体が複数の団体とともに開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛または後援と比べて、その催しへの関与度合いが強い場合をいう。

例) 提供可能団体とそれ以外の団体（営利団体は除く）が共催で開催するものを対象とする。なお本機構が審査する場合、基幹施設・連携施設と学術集会の共催申請は認めない。

(3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、催しに賛同し、応援、助成することをいう。後援と同義であるが、協賛金等や労務提供の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの関与度合いの程度が大きい場合をいう。なお、協賛した団体が講習内容に関与することや講演中に企業広告、商品広告をすることは認めない。

例) 提供可能団体やそれ以外の団体が資金提供や労務提供がある場合を対象とする。営利団体の学術部門等。

(4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援することをいう。応援の内容は、原則として名義使用に限る。

例) 提供可能団体やそれ以外の団体が賛同し、名義の提供をする場合を対象とする。

(3) 産婦人科領域講習

産婦人科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習受講を目的とする。学術集会等への参加だけでは単位は付与されない。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる（上限数制限なし）。

1) 産婦人科領域講習として認められる講習の範囲と留意事項

- ①国内で開催されるもの。営利団体が主催するものは認められない。講演者、共催・協賛・後援については、利益相反事項に問題がないもの。講演者は COI について開示を行う。
- ②講演題名に製品名が入っていないもの。
- ③一般演題ではないもの。

2) 講習の形式

- ①講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者が演者を務める。1 時間あたり 2 名以内の演者による。必要と判断した場合、講師は、職歴・抄録に基づき審査する
単位認定申請の際には 1 単位ごとに申請する。1 単位の講演時間と講演人数については以下とする。

- ・質疑応答を含め 60 分以上とする（講演時間は 45 分以上）
- ・講師が複数の場合は統一テーマが必要

例えば、統一テーマは「卵巣癌」で講師 1 が「卵巣がん診断」、講師 2 が「卵巣がん治療」について講演する等。

②シンポジウム、ワークショップ

シンポジウム、ワークショップ、あるいはパネルディスカッションと銘打った複数の演者による講演が単位認定を受けるためには、演者のうち 1 名はエキスパート*であり、統一テーマの総括を含む内容の講演を行うことが必要である。

*エキスパート：シンポジウム、ワークショップの内容に精通し、専門的経験を有する者。必要と判断した場合、職歴・抄録に基づき審査する。

認定単位は、1 時間以上 2 時間未満には 1 単位、2 時間以上のものには 2 単位を上限とする。

③別会場への映像配信による講習等

別会場への映像配信による講習会を開催する際は以下 i), ii) を満たすことが必要。

i) 別会場（遠隔地会場含む）での受講は、講演が行われる主会場での講演を **real time** で聴講できること（主会場での講演が **real time** で放映されていること）。

ii) 単位数に関しては開催される全会場で同一であること。

ただし、日産婦学術集会時の領域講習（指導医講習）は、上記の **real time** のものに加え、**real time** でないものも以下の iii), iv) をすべて満たせば、認定する。

iii) 日産婦学術集会の会期中では、同一または別会場での日時をずらした再生映像放映聴講

(real timeでない放映)についても可とする。再生回数の上限は定めない。

iv) 単位数に関しては開催される全会場で同一であること。

④ e-learning

e-learning は、本会会員専用ページにて公開している単位付与対象のものを閲覧し、試験に合格して手続きを行った場合に単位として認める。なお、e-learning での申請単位数は上限がある。

⑤ DVD 等による伝達講習会（録画）

厳格な出席確認や質疑応答の機会（質疑応答に関して、その場で回答不可の場合は後に問い合わせ等でも可とする）を含め、LIVEの講習会と同等のものを前提とし、参加者が一同に会して開催するものに限る（個人への貸出しによるものは不可）。

なお、伝達講習の開催はLIVE講習会開催日より3カ月以内に開催するものに限る。

⑥ 遠隔講習

遠隔講習とは、複数会場に参加者が集まり講演（LIVE配信）を同時に聴講することを指す。

会場が同一都道府県内で、且つ厳格な出席確認や質疑応答の機会がある場合は一括で申請可能とするが、会場が複数の都道府県に跨る場合は都道府県別の申請が必要である。

3) 受講単位について

認定単位は、1 時間以上 2 時間未満の講習会には受講単位 1 単位を、連続して 2 時間以上のものには 2 単位を上限とする。

また、講習会の講師には受講単位 2 単位を付与することができる。

4. 学術集会・研究会・講習会等のハイブリッド開催、WEB開催について

(1) 単位付与期間

1) ハイブリッド開催

現地開催期間を含め、学術集会・研究会・講習会等のプログラム上の開始時刻から起算して通算168時間（7日間）以内で申請すること。

動画の編集に時間を要する場合に限り、現地開催とWEB配信の日程が連続していない申請も可能とするが、プログラム上の開始時刻から起算して504時間（3週間）以内に受講することを必須とする。

例：【現地開催】4月1日9：00～4月2日17：00 *LIVE配信の有無は問わない

【オンデマンド配信】4月8日0：00～4月12日24：00

2) WEB開催

学術集会・研究会・講習会等のプログラム上の開始時刻から起算して通算168時間（7日間）以内で申請すること。

動画の編集に時間を要する場合に限り、LIVE配信とオンデマンド配信の日程が連続していない申請も可能とするが、プログラム上の開始時刻から起算して504時間（3週間）以内に受講することを必須とする。

例：【LIVE配信】4月1日9：00～4月1日17：00

【オンデマンド配信】4月8日0：00～4月13日24：00

※WEBを利用した場合、アクセス過多によるサーバーダウンなども懸念される。この様な場合でも上記規定は遵守される。

(2) 単位認定条件

1) 共通講習

主催者は参加者が実際に動画を閲覧したことを受講開始・終了のログで確認し、記録を管理すること。LIVE配信、オンデマンド配信ともに「時間が1時間以上」且つ「設問（5問5択）に80%以上正解すること」が必須である。主催者は設問の出題および回答をシステム上で管理し、合否判定を行う。

2) 産婦人科領域講習

主催者は参加者が実際に動画を閲覧したことを何らかの方法で確認し、これを証明するログなどの記録（電子的でも紙媒体でも可）を作成すること。

動画閲覧後の設問出題は任意とする。

3) 学術集会参加単位、学会単位

セッション等への参加（動画閲覧）を伴わない、単なる出席登録などは単位として認められない。

5. 申請から審査、単位付与の流れ

(1) 単位は日本産科婦人科学会ホームページ内の『研修会開催申請システム』を通して、原則、開催日の3ヶ月前までに申請を行う。申請方法は申請マニュアル https://service.gakkai-net.com/seminar_apply/manual/shinsei.pdfを参照すること。

(2) 審査では、まず開催する都道府県における日本産科婦人科学会専門医制度 地方委員長が審査を行い、次に日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が審査を行う。

なお、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が専門医共通講習・産婦人科領域講習と認定した講習については日本産科婦人科学会ホームページの会員専用ページ（e 医学会マイページ）「研修会・セミナー」にあらかじめ開催場所、日時等について公開される。

(3) 審査で認定された機構の研修会単位は、申請者へ『受付システム』をダウンロードする方法がメールで案内される。

(4) 申請者は『受付システム』をダウンロードし、現地参加の場合は日本産科婦人科学会の会員が持参したe 医学会カードをバーコードリーダーでスキャンし参加および受講受付を行うこと。WEB参加の場合は参加者手動登録もしくはCSVファイルを作成し登録を行うこと。

なお、専門医共通講習では、他診療科領域の専攻医／専門医（本学会の e 医学会カードを利用できない）が受講する場合もあるので、それら受講者用に受講証を交付できるよう準備しておく必要がある。

- (5) 参加および受講受付は原則として講習ごとに個別に行うこと。ただし、複数の講習等が連続し個別の確認ができない場合は、一括して受講確認するなど、入退室の混乱で進行に支障が生じないように配慮すること。
- (6) 講演等は全て聴講する必要がある。開催者は、講演開始10分で受付を終了するなど、途中入場や途中退室などの管理をする。
また、共通講習や産婦人科領域講習の講演時間帯が重複している場合は、複数の参加登録にならないよう管理を行う。重複している時間帯に参加登録した場合、その一方または双方の単位付与は認められない。
なお、沖縄の離島に勤務している会員については、講習会への参加が地理的に難しいため、講習会の映像を撮影したDVD等での聴講を認める。ただし、地方学会は聴講した報告書を提出する等の管理を行うことが必要となる。
これに準ずる地域が他にある場合には、個別に中央専門医制度委員会で検討を行う。
- (7) 講演会の終了後、開催者は全参加者が登録された受付データを1週間以内にアップロードを行う。
アップロードが完了後、受付システムをアンインストールし、終了となる。

(2018年3月制定)

(2019年1月改訂)

(2020年1月改訂)

(2021年3月改訂)

(2021年10月改訂)

(2022年2月改訂)